

令和8年1月16日

令和8年第1回

農業委員会総会議事録

[総 会]

岩国市農業委員会

岩国市農業委員会総会議事録

1 令和8年1月16日 10時00分 岩国市民文化会館 第一研修室において総会を招集した。

2 本日の総会に出席した委員は次のとおり

1番 片山 剛	2番 藤村 幸生	3番 藤村 浩司
4番 隅 ふじ江	6番 小林 識史	7番 小林 増次
8番 藤本 哲	9番 松村 紀彦	10番 小橋 和紀
11番 黒崎 友美	12番 迫田 瑞恵	13番 佐崎 恭児
14番 中尾 正浩	15番 塚田 由美子	16番 二武 富男
17番 藤中 京子	18番 梅川 仁樹	19番 原田 孝親

3 本日の総会に欠席した委員

5番 林 聖文

4 本日の総会に出席した職員は次のとおり

局長 佐伯 史公	次長 藤本 慎司
由宇支所 河村 弘志	周東支所 木村 茂泰
周東支所 沖田 史典	錦支所 中谷 和政
美和支所 田村 尚巳	事務局 飴屋 陽子

5 会長は、午前10時00分、委員総数19名のうち、18名の出席で本委員会が成立している旨を告げ開会を宣言した。

6 会長は、本日の議事録署名委員として、次の委員を指名した。

3番 藤村 浩司 4番 隅 ふじ江

7 本日の総会の議事日程は次のとおり

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

報告事項

- 1 農地法第4条の規定による届出の受理について
- 2 農地法第5条の規定による届出の受理について
- 3 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の受理について
- 4 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 5 認定電気通信事業者等が行う中継施設等の設置等に伴う農地転用の届出の受理について
- 6 競売適格証明申出書（5条）の提出について

7 農地所有適格法人報告書の提出について

8 現況証明

8 議 事

議 長

それでは、ただ今より令和8年第1回農業委員会総会を開催いたします。

本日は、委員総数19名のうち、18名の出席で所定の出席委員がありますので、総会は成立いたしましたことを、報告します。

次に、本日の議事録署名委員は、会議規則第19条第2項の規定により、3番 藤村浩司委員と4番 隅ふじ江委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」を上程します。

それでは、1番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

1番 岩国地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳田、現況休耕。面積は、535㎡です。

申請人は記載のとおり。理由は、譲受人の経営規模の拡大です。

これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしており、また農地法その他の農業に関する法令も遵守されています。では、担当の黒崎委員、追加説明をお願いします

第 1 1 番

それでは追加説明をいたします。

申請地は、岩国市灘出張所から南へ約1.8kmの場所に位置する農地です。

譲渡人は遠方に居住しており、農地の適正な管理が困難なため、農地を手放したいと考えており、譲受人は申請地の隣接地で耕作を行っており、かねてより経営規模の拡大を考えていたため、両者間での売買の話がまとまったものです。譲受人は、この度新たに農地を取得して隣接する自己の農地と一体的にミカンの耕作を行うことで効率化を図るとのことです。必要なトラクター等の農機具は揃っており収穫した農作物はJA山口県へ出荷するほか近隣の直売所で販売する予定です。

12月25日に事務局職員と調査項目に従い調査を行いました。3条許可は適当と思われます。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、1番を許可することを決定します。

次に、2番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

2番 岩国地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。

地目は、台帳、現況ともに田。面積は、1,777 m²です。

申請人は記載のとおり。理由は、譲受人の経営規模の拡大です。

これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしており、また農地法その他の農業に関する法令も遵守されています。では、担当の中尾委員、追加説明をお願いします。

第 1 4 番

それでは追加説明をいたします。

申請地は岩国市地方卸売市場から西に約 220mに位置する農地です。

譲渡人は以前から利用権設定でレンコンを栽培してもらっていたが、この度レンコン農家に譲渡したいと考えていたところ、すでに1町4反弱を栽培している譲受人と話がまとまり、今回の申請に至ったものです。譲受人はレンコン栽培に必要な農機具一式を所有しており、今まで通り JA への出荷を予定しているとのことです。

1月6日事務局職員と現地調査を行いました。調査項目すべてに問題はなく3条申請は適当と思われま。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、2番を許可することを決定します。

次に、3番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

3番 由宇地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。

地目は、台帳、現況ともに畑及び田。面積は、55 m²ほか3筆、合計1,717 m²です。

申請人は記載のとおり。理由は、譲受人の新規就農です。

これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしており、また農地法その他の農業に関する法令も遵守されています。では、担当の小橋委員、追加説明をお願いします。

第 1 0 番

追加説明をいたします。

申請地のうち ■■■■■ は由宇総合支所から南へ約 1.2 kmの場所に位置する農業振興地域の第3種農地。■■■■■、■■■■■ は由宇総合支所から南へ約 1.9 kmの場所に位置する農業振興地域の第2種農地。■■■■■ は由宇総合支所から南へ約 1.9 kmの場所に位置する農振農用地区域内の第2種農地です。

譲渡人は県外に居住しており、耕作が困難となったため、農地を譲り渡したいと考えておりました。

一方、譲受人は、譲渡人の所有する宅地や家屋とともに申請地を買い受ける予定であり、今後は夫と義母の3人で同居し、申請地で野菜等を作ることを考えており、今回の農地を購入することとなりました。

12月24日に、事務局支所担当者と調査項目に従い現地調査を行いました。問題となる点は無く、許可相当と判断しました。

皆様の御審議、よろしく申し上げます。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、3番を許可することを決定します。

次に、4番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

4番 由宇地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。

地目は、台帳、現況ともに畑。面積は、476 m²です。

申請人は記載のとおり。理由は、譲受人の経営規模の拡大です。

これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしており、また農地法その他の農業に関する法令も遵守されています。

では、担当の小橋委員、追加説明をお願いします。

第 1 0 番

追加説明をいたします。

申請地は由宇総合支所から南へ約 3.5 kmの場所に位置する農振農用地区域の第2種農地です。

譲渡人は相続したものの高齢であり、耕作が困難となったため譲り渡したいと考えておりました。一方譲受人は申請地の隣地において耕作をしており譲渡人から申し出があり今回の農地を譲り受けることとなりました。

12月18日に事務局支所担当者と調査項目に従い現地調査を行いました。問題となる点はなく、許可相当と判断いたしました。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、4番を許可することを決定します。

次に、6番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

6番 玖珂地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。

地目は、台帳、現況ともに畑。面積は、330 m²です。理由は、譲受人の新規就農です。

これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしており、また農地法その他の農業に関する法令も遵守されています。

では、担当の藤村浩司委員、追加説明をお願いします。

第 3 番

それでは追加説明いたします。

申請地は玖珂支所奏より西へ272mのところの位置しております。

譲渡人は高齢となったために将来のことを考慮して農地を減少させるために売り渡すということです。譲受人は自宅の隣の農地なので耕作は可能であり当面は自家用野菜を栽培するということです。

1月8日に事務局職員と現地調査を行い、調査項目に従い調査いたしました。問題なく許可相当と思われます。皆様のご審議よろしくお願いたします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、6番を許可することを決定します。

次に、7番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

7番 玖珂地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況ともに田及び畑。面積は、1,516 m²ほか6筆、合計4,899 m²です。

申請人は記載のとおり。理由は、譲受人の経営規模の拡大です。

これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしており、また農地法その他の農業に関する法令も遵守されています。

では、担当の小林増次委員、追加説明をお願いします。

第 7 番

はい、それでは追加説明をいたします。

この申請地は玖珂支所奏より南東に約760mのところにあります。

譲渡人は会社員でもあり、多忙のため耕作が困難とのことでした。譲受人は耕作する場所は少し広範囲に点在をしていますが、自宅近くで耕作するには容易であるとのことと譲り受けることにされました。夫婦二人で労力は十分にあるとのこととです。出荷先はJAに、一部は自家消費。なお農機具等は、みな揃っております。

1月7日に支所職員と現地調査に行っております。3条許可は相当と思われます。皆様のご審議よろしくお願いたします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、7番を許可することを決定します。

次に、8番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

8番 周東地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況ともに畑。面積は、160 m²です。

申請人は記載のとおり。理由は、譲受人の経営規模の拡大です。

これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしており、また農地法その他の農業に関する法令も遵守されています。

では、担当の片山委員追加説明をお願いします。

第 1 番

説明します。

申請地は周東総合支所から南東へ約1.9kmに位置します。

当事者同士は隣同士という関係です。譲渡人は高齢で申請地のすぐ北側に居住しており、手に余っていた土地をすぐ東隣で隣地の耕作者に有効利用してもらうために申し出たものです。譲受人は譲渡人から規模拡大ということで贈与を受けたものです。

12月26日、支所担当者と調査項目に従い調査いたしましたが、何の問題なく、許可相当と判断しております。皆様のご審議よろしくお願いたします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、8番を許可することを決定します。

次に、9番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

9番 美和地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。

地目は、台帳、現況ともに田。面積は、933 m²です。

申請人は記載のとおり。理由は、譲受人の経営規模の拡大です。

これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしており、また農地法その他の農業に関する法令も遵守されています。

では、担当の二武委員、追加説明をお願いします。

第 1 6 番

はい、それでは追加説明をいたします。

申請地は、美和総合支所から東に約4 kmの農地です。

譲渡人は高齢であり、体力の低下により、農作業を続けることが困難となっていたことにより後継者もいないため、後継者もいない状況であったところに譲受人から申請地を譲ってほしいとの相談を受けたため譲り渡すことにしたものです。譲受人は岩国市内に在住している子どもとともに農業を行っており、子ども家族の米の需要量が増えるため、経営規模の拡大を考えており譲渡人に申請地を譲ってほしいと相談をしたところ、快諾され、今回の申請になったものです。譲受人は長年農業をしており、必要な農機具は全て揃っております。

現地調査を12月24日に調査項目に従い、現地調査を行いました。問題なく3条許可は相当と思われ。皆様のご審議よろしくお願いたします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、9番を許可することを決定します。

続いて、「議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について」を上程します。

それでは、1番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

1番 由宇地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況ともに田。面積は、3.88㎡です。
申請人は記載のとおり。転用目的は、自己用住宅の敷地拡張です。農地区分は、都市計画法で用途区域に指定された第3種農地です。農地転用の確実性については、資金計画書・事業計画書が添付され、また、被害防除計画書も添付されております。
では、担当の小橋委員、追加説明をお願いします。

第 1 0 番

それでは追加説明をいたします。
申請地は由宇総合支所から西へ約1.5kmに位置する第3種農地です。譲受人は隣の土地と家屋を購入し、引っ越しの用意をしており市道からの出入り口のところが狭く、車の出入りに不自由することが予想されるため、今回この申請地を譲ってもらうこととなりました。譲渡人は、鋭角の土地の端にあるため使用しにくく耕作できない場所であったため、分筆して譲り渡すこととなりました。
12月18日に事務局支所担当者と調査項目に従い、現地調査を行いました。5条許可は適当と思われま。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。
(異議なし)
異議がありませんので、1番を許可することとして、山口県農業会議の常設審議委員会に、資料提供することとします。
次に、2番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

2番 周東地区
権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況ともに田。面積は、620㎡です。
申請人は記載のとおり。転用目的は、資材置場です。農地区分は、第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地です。
農地転用の確実性については、資金計画書・事業計画書が添付され、また、被害防除計画書も添付されております。
では、担当の片山委員、追加説明をお願いします。

第 1 番

説明します。
申請地は、周東総合支所から南へ約2.8kmに位置します。
譲受人は光市内で石油ガス等の燃料の販売を中心にほか、中古車等を販売する法人です。代表者の居住は周東町です。会社の資材置場として市内及び居住地で探していたところ、自社の太陽光発電所の隣地を譲渡人が持て余していることを聞き、申し入れたものです。譲渡人は高齢で、申請地が住居から約750mあり、主要県道7号線をコンバインや田植え機等の農機具等を常用で走行しているため危険であること、付近に耕作してくれる

担い手もなく手放したいと考えていたところ、申し出があり受けたものです。

12月26日、支所担当者と調査項目に従い、調査いたしました。許可相当と思われます。皆様のご審議よろしく願いいたします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、2番を許可することとして、山口県農業会議の常設審議委員会に、資料提供することとします。

次に、3番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

3番 周東地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。

地目は、台帳、現況ともに田。面積は、980㎡です。

申請人は記載のとおり。転用目的は、資材置場です。

農地区分は、おおむね10ha以上の一団の農地区域内にある第1種農地です。

農地転用の確実性については、資金計画書・事業計画書が添付され、また、被害防除計画書も添付されております。

では、担当の小林識史委員、追加説明をお願いします。

第 6 番

はい、追加説明をいたします。

この案件は周東総合支所より西へ約1.62kmのところにあります。島田川に隣接しています。

譲受人は事業で現在使用している資材置場が、遠方がかつ立ち退きを要請され、自宅近くで利用できる場所を探しており、譲渡人は高齢で当該地の管理、耕作が難しいため、息子である譲受人に譲渡されることとなりました。なお、事業計画書、資金計画書、被害防除計画書、土地改良区の意見書が提出されており不備はありません。また島田川に隣接するため河川法55条の許可申請書が添付されており、こちらも不備がありません。

1月8日に事務局支所職員と現地調査を行い、調査項目に従い調査いたしました。問題なく許可相当と思われます。皆様のご審議よろしく願いいたします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、3番を許可することとして、第1種農地の区分案件となりますので、山口県農業会議の常設審議委員会に意見聴取することとします。

次に、4番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

4番 美和地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。

地目は、台帳、現況ともに田。面積は、1,543 m²です。
申請人は記載のとおり。転用目的は、太陽光発電設備の設置です。
農地区分は、第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地です。
農地転用の確実性については、資金計画書・事業計画書が添付され、また、被害防除計画書も添付されております。
では、担当の原田委員、追加説明をお願いします。

第 1 9 番

それでは追加説明をいたします。

申請地は美和総合支所から、南に約1.5kmの農地です。

譲渡人は、農地の維持管理が困難なため、譲受人からの事業の提案をうけ応じることにしたものです。譲受人は再生可能エネルギー事業を取り込むことで、土地を有効活用し、周辺の住民や環境への配慮もしつつ、地域活性化に貢献したいと思い、譲渡人からの相談があり、譲り受けることとしました。

現地調査は12月24日に調査項目に従い、現地調査を行いました。問題なく許可相当と思われまます。皆様のご審議よろしく願いいたします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、4番を許可することとして、山口県農業会議の常設審議委員会に、資料提供することとします。

以上で審議事項を終わり、報告事項に移ります。

報告第1号 農地法第4条の規定による届出の受理について、事務局より、報告してください。

事 務 局

1番 岩国地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳畑、現況休耕。

面積は、1,910 m²の内1,044.44 m²です。届出人は記載のとおり。

転用目的は、駐車場です。農地区分は、市街化区域です。

以上1件の届出がありましたが、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

議 長

報告第2号 農地法第5条の規定による届出の受理について、事務局より、報告してください。

事 務 局

1番 岩国地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。

地目は、台帳畑、現況休耕。面積は、137 m²です。

届出人は記載のとおり。転用目的は、資材置場及び駐車場です。

農地区分は、市街化区域です。

ほか7件、合計8件の届出がありましたが、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

議 長

報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より、報告してください。

事 務 局

1番 岩国地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は台帳、現況ともに田。面積は、1,777㎡です。届出人は記載のとおり。理由は、合意解約です。以上1件の通知がありました。

議 長

報告第5号 認定電気通信事業者等が行う中継施設等の設置に伴う農地転用の届出の受理について、事務局より、報告してください。

事 務 局

1番 美川地区

権利の種類は、貸借権の設定です。土地の所在・地番は記載のとおり。地目は台帳田、現況山林原野。面積は、1,440㎡のうち、783㎡です。届出人は記載のとおり。転用目的は、認定電気事業者が行う作業ヤードの設置です。以上1件の届出がありましたが、添付書類も含め完備しておりましたので、専決により書類を受理いたしました。

議 長

報告第6号 農地等の競売に係る買受適格証明申出書の届出について、事務局より、報告してください。

事 務 局

1番 岩国地区

権利の種類は、競売参加に係る適格証明願です。土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況ともに畑。面積は、341㎡です。届出人は記載のとおり。転用目的は宅地分譲です。以上1件の届出がありましたが、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

議 長

報告第7号 農地所有適格法人報告書の提出について、事務局より、報告してください。

事 務 局

1番 錦地区

報告年月日は、令和7年12月1日。法人の住所・名称は記載のとおり。事業年度は、11月1日から10月31日。法人形態は特例有限会社です。事業の種類・構成員数・業務執行役員数などは、要件を満たしております。以上1件の提出がありました。

議 長

報告第8号 現況証明については、ご高覧ください。以上で、農地法関係の報告事項を終わります。

事務局	そのほか、伝達事項がありますか。
議長	非農地通知の現地確認研修会について
議長	引き続きまして、全国農業新聞を題材とした勉強会を始めます。 (全国農業新聞勉強会)
議長	以上を持ちまして、勉強会を終了します。次回定例総会は、2月13日(金)午前10時から、岩国市民文化会館 第一研修室を予定しています。また、農業新聞勉強会には、2月6日版の農業新聞を持参いただき、意見や感想、気になった記事などを伺いますので、よろしくお願いします。これで総会は、終了します。

次回総会について

令和8年2月13日金曜日10時00分から岩国市民文化会館 第一研修室。

午前10時50分、すべての議事を終了し、会長が閉会を宣言した。

上記のとおり相違ないことを証明するため、会議の顛末を記し、署名する。

会 長 梅川仁樹

署名委員 藤村浩司

署名委員 陽 3.0 江